

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第十六号

##### と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和二十八年広島県規則第百十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五号中「~~中~~」を「~~中~~」に改める。

別記様式第六号中「~~中~~」を「~~中~~」に改める。

別記様式第九号別紙を次のように改める。

別紙

【牛の場合】

申請者氏名：

検査年月日：

年 月 日

と畜場名(又はとさつ場所)：

No.	☆ 分類	種 類	品 種	毛 色	性 別	月 齢	出 年 生 月 の 日	個 体 識 別 番 号	産 地 又 は 購 入 地	☆ 場 外 と さ つ 理 由	病 歴 ・ 動 物 用 医 薬 品 等 の 使 用 状 況	備 考	記入上の注意事項
1	健 病 切	役牛, 乳牛, とく		白 黒 茶 ( )	オ ス メ ス ヌ キ								1 該当のものを○印 で囲むこと。 2 ☆印は記入しない こと。 3 場外とさつ理由の 欄には, 次のもの のうち, 該当するもの の番号を記入するこ と。 ① 不慮の災害によ る負傷 ② 不慮の災害で救 うことのできない 状態 ③ 難産 ④ 産じよく麻ひ ⑤ 急性鼓張 ⑥ 政令第4条第1号 ⑦ 政令第4条第2号 4 と畜場外とさつの 場合にはとさつ時刻 を備考欄に記入する こと。
2	健 病 切	役牛, 乳牛, とく		白 黒 茶 ( )	オ ス メ ス ヌ キ								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9	健 病 切	役牛, 乳牛, とく		白 黒 茶 ( )	オ ス メ ス ヌ キ								
10	健 病 切	役牛, 乳牛, とく		白 黒 茶 ( )	オ ス メ ス ヌ キ								

中 欄 省 略

【牛を除く】

申請者氏名：

検査年月日： 年 月 日

と畜場名(又はとさつ場所)：

No.	☆ 分 類	種 類	品 種	毛 色	性 別	年 齢	産地又は購入地	☆ 場 外 と さ つ 理 由	病歴・動物用医薬品 等 の 使 用 状 況	備 考	<u>記入上の注意事項</u> 1 該当のものを○印で 囲むこと。 2 ☆印は記入しないこ と。 3 場外とさつ理由の欄 には、次のもののう ち、該当するものの番 号を記入すること。 ① 不慮の災害による 負傷 ② 不慮の災害で救う ことのできない状態 ③ 難産 ④ 産じよく麻ひ ⑤ 急性鼓張 ⑥ 政令第4条第1号 ⑦ 政令第4条第2号 4 と畜場外とさつの場 合にはとさつ時刻を備 考欄に記入すること。							
1	健 病 切	馬, 豚, めん羊, 山羊		白 黒 茶 ( )	オス メス ヌキ													
2	健 病 切	馬, 豚, めん羊, 山羊		白 黒 茶 ( )	オス メス ヌキ													
3	中 欄 省 略																	
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9										健 病 切		馬, 豚, めん羊, 山羊		白 黒 茶 ( )	オス メス ヌキ			
10										健 病 切	馬, 豚, めん羊, 山羊		白 黒 茶 ( )	オス メス ヌキ				

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のと畜場法施行細則（以下「旧細則」という。）別記様式第五号及び別記様式第六号の様式による申請その他の手続は、この規則による改正後のと畜場法施行細則（以下「新細則」という。）別記様式第五号及び別記様式第六号による申請その他の手続とみなす。

3 旧細則別記様式第九号により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、新細則別記様式第九号により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。